

横浜市長

印

法人市民税減免決定通知書

さきに申請のありました法人市民税の減免について、地方税法第323条及び横浜市市税条例第39条の規定に基づき次のとおり決定しましたので通知します。

減 免 申 請 日		調 定 年 度		
法人管理番号				
納税義務者	法人名			
	所在地			
事 業 年 度		から まで		
減 免		減 免 前 税 額	減 免 額	減 免 後 税 額
	法人税割	円	円	円
	均等割	円	円	円
	合計	円	円	円
減 免 理 由				

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

【お問い合わせ先】